

エコショップいわて認定制度実施要領の運用について

第1 認定申請等に係る審査等について

要領第4第1項の認定、要領第5第1項の認定の更新及び要領第6第1項の変更の認定（以下「認定等」という。）の申請の審査及び認定等の手続については、次により行うものとする。

(1) 指定NPO等は、認定等の申請のあった小売店又は飲食店（以下「申請店」という。）に関する次に掲げる事項について、申請店の所在地を管轄する市町村等（エコショップいわて認定制度に参加の市町村及び廃棄物関係一部事務組合をいう。以下同じ。）及び広域振興局の保健福祉環境部等から意見を聴くものとする。

ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」その他廃棄物処理又は環境保全に関係する諸法令違反の有無

イ ごみの減量化・リサイクルの促進等に関する取組で特筆すべき事項

ウ その他指定NPO等が必要と認める事項

(2) 指定NPO等は、認定等の申請の内容の確認に当たり、申請店の実地調査を行うものとする。

ただし、要領第5第1項の認定の更新及び要領第6第1項の変更の認定の申請（以下、「更新申請等」という。）の審査については、更新申請等の提出書類の審査により実地調査に代えることができる。

(3) 指定NPO等は、要領第3第1項の認定の基準に基づき、認定等の適否を判定するものとする。

(4) 要領第4第4項の規定（第5第5項及び第6第2項により準用する場合も含む。）による指定NPO等から県及び市町村等に対する通知には、認定等に係る申請書の写し、判定委員会の判定結果その他の関係書類を添付するものとする。

(5) 知事及び市町村長は、要領第4第5項の規定（第5第5項及び第6第2項により準用する場合も含む。）により認定等を行うこととしたときは、その旨を指定NPO等に通知するものとする。

(6) 認定等の日は、指定NPO等が前号の通知を受理した日以後の日で、指定NPO等が定める日とする。

第2 認定店の登録について

指定NPO等は、認定等及び要領第7第1項の変更の届出（以下「変更届出」という。）の状況を明らかにしておくため、認定店登録簿を整備するものとし、認定等又は変更届出があったときは、その写しを県及び認定店の所在地を管轄する市町村等に送付するものとする。

第3 認定プレートについて

要領第4第6項のエコショップいわて認定プレートの作成については、県がその費用の全部又は一部を負担するものとする。

第4 ロゴマークの表示等について

要領第8ただし書の規定は、本認定が商品に対する認定であるかのような誤解を防ぐことを趣旨とするものであり、簡易包装用の包装紙への表示等、こうした誤解を与えないことが明らかである場合にあっては、該当しないものとする。

第5 表彰について

表彰は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 表彰の区分及び対象

次に区分により、認定店を表彰するものとし、評価に当たっては、実績の精度、取組実態等を勘案することがあるものとする。

ア 部門別（推奨目標別）表彰

推奨目標の区分ごとに前年度の実績が優れている認定店とし、認定店の営業規模、取組内容等を考慮のうえ、選定するものとする（取組期間が6か月以上で、かつ、推奨目標を達成した認定店に限る。）

イ 総合表彰

小売店及び飲食店別に、前年度の推奨目標の区分ごとの取組実績及び前年度又は当該年度において推奨目標達成に向けた先駆的な取組内容などを考慮し、総合的に優れた認定店を対象とする（表彰店舗数は、取組状況を踏まえつつ、概ね3店舗とする。）。

ウ 特別表彰

前年度又は当該年度において、ごみの減量・リサイクルの推進に関し先駆的な取組を進め、顕著な実績を収めるなど他の認定店の模範となる特に優れた取組を行う認定店又は認定店運営事業者等（該当者がある場合に限る。）を対象とする。この場合において、当該表彰は、認定店、認定店運営事業者、市町村等から報告（様式第1号）の提出があった優良な取組の中から選考するものとする。

ただし、自らが運営する認定店及び認定店運営事業者等自身に関して報告できないものとする。

(2) 被表彰者の決定

指定NPO等は、実地による確認等を経て、当該年度の9月末日までに被表彰者の候補者を(1)により選定し、指定NPO等及び県による選考会において決定するものとする。

(3) 表彰の実施

表彰は、表彰式において表彰状及び記念品を授与することにより行う。

第6 市町村等の参加届

市町村等は、新たにエコショップいわて認定制度に参加しようとするときは、エコショップいわて認定制度参加届（様式第2号）を知事に提出することにより参加するものとする。

附 則

平成22年度に実施する表彰については、第5(1)ア中「前年度」とあるのは「平成22年4月1日から9月30日まで」と、「6か月」とあるのは「3か月」と、第5(1)イ中「前年度」とあるのは「平成22年4月1日から9月30日まで」と、第5(2)中「6月末日」とあるのは、「11月5日」とする。

様式第1号（第5関係）

エコショップいわて「ごみ減量・リサイクル推進」優良取組事例報告

取組店舗・事業者名	
取組項目	
取組の概要（写真等の添付も可）	
関連ホームページリンク	

備考1 報告の対象となるものは、主に次のとおりです。

- (1) ごみの減量・リサイクルを推進する他の模範となる顕著な取組
 - (2) 地域、他の事業者、行政、研究機関等と協力・連携して、ごみの減量や資源を循環させる仕組みを構築する他の模範となる取組
- 2 単に店舗、事業者、商品等の宣伝となるような内容については、県の判断により、その一部を削除し、又は周知を控える場合があります。

様式第2号（第6関係）

年 月 日

岩手県知事 様

市町村長



エコショップいわて認定制度参加届

エコショップいわて認定制度に参加します。